

青森県報

第三千六百六号

平成二十四年
十月十九日
(金曜日)

目次

告 示

公共測量の実施	……………	(監理課)	…	一
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	……………	(下北地域局)	…	一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	……………	(県民生活課)	…	二
右 同	……………	(文化課)	…	二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	……………	(同)	…	二
右 同	……………	(同)	…	三
右 同	……………	(同)	…	三
右 同	……………	(同)	…	三
貸金業者の登録の取消し	……………	(商工政策課)	…	四
建設業者の許可の取消し	……………	(東青地域局)	…	四
右 同	……………	(同)	…	四

告 示

青森県告示第七百四十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部青森新幹線建設局長

二 測量の種類

公共測量(基準点測量)

三 測量の期間

平成二十四年十月十九日から平成二十五年一月四日まで

四 測量の地域

八戸市
上北郡おいらせ町
上北郡六戸町
上北郡東北町
十和田市
上北郡七戸町
青森市
各々の一部

青森県告示第七百四十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 名 称	届 出 事 項	期 間	場 所
	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年九月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人藤崎町文化協会
- 三 代表者の氏名
浅利 清英
- 四 主たる事務所の所在地
南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一藤崎町文化センター内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、藤崎町内の芸術文化団体による自主的な活動を支援すると共に、芸術文化団体の地域や分野を越えた幅広い連携促進、地域社会における町民・行政・企業とのパートナーシップを深めることにより、町民の心豊かで創造的な生活の実現及び藤崎町の芸術文化の振興とネットワーク作りを寄与することを目的とする。

泊	
一	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二五三番地 松下 誠四郎
二	上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一番地一九 中村 幸一 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五八〇番地 辻浦 武治
	平成二十四年十月十九日 同組合
	泊漁業協同組合

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八戸発震災支援センター
- 三 代表者の氏名
若松 博士
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市類家一丁目八の三八パールマンション一〇一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、八戸市内及び八戸市近郊の、女性・高齢者・障がい者・青少年・重症病患者などに対する支援及び、科学技術の振興に関する事業、並びに日本国内の自然災害等の被災者に対して、平穏な暮らしにつながる物資・情報・安全の、支援に関する事業を行い、トータルサポートをすることで、経済復興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりラジコくらぶ

三 代表者の氏名

大竹 辰也

四 主たる事務所の所在地

青森市大字古館字大柳四三の三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、情報発信力を身につける事業を行うとともに、ラジコを中心にした媒体により住民間のコミュニケーションを促進し、地域で必要とされる情報の掘り起こしとその情報を共有する事業を通じて、地域の安全とともに住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆったり八戸

三 代表者の氏名

加藤 綾子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字河原木字平五の二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢化に伴う身体的精神的理由により支援を必要とする人、もしくは

はその家族に対して、必要な介護支援をグループホームを通して行い、併せて情報共有に関する事業を行い、本人家族はもとより、多くの方々と交流の機会を作り地域社会に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アニマル・サポート青森

三 代表者の氏名

三浦 弥生

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、人と動物が共に楽しく幸せに暮らしていける地域社会を実現するため、動物の飼養と愛護に関する普及啓発、関係機関や個人の連携の促進、動物と共存するまちづくりの企画と実施などに関する事業を行い、もって不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ACTY

三 代表者の氏名

町田 直子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字番町一四

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市民及び周辺市町村民に対し、まちづくりや国際交流に関する事業を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

貸金業者の登録の取消し

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の四第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第二十四条の六の八の規定により公告する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号 有限会社地域開発機構

二 代表者の氏名 対馬伸一

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字御幸町六の一

四 登録番号 青森県知事（一）第〇一七二六号

五 登録年月日 平成二十一年十月十三日

六 登録の取消しの年月日 平成二十四年十月十日

七 適用条文 貸金業法第二十四条の六の四第一項第一号及び第二号

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 KOMATA INTERIOR SERVICE

二 氏名 小又 勝彦

三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田四丁目二五の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一〇〇三〇五号

五 取消年月日 平成二十四年九月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社幸青通信社

二 代表者の氏名 工藤 晃

三 主たる営業所の所在地 青森市勝田二丁目一九の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一六六五〇号

五 取消年月日 平成二十四年九月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

|                                     |                                           |
|-------------------------------------|-------------------------------------------|
| （発行所・発行人）<br>青森市長島二丁目一番一号<br>青森県 青森 | （印刷所・販売人）<br>青森市第一問屋町二丁目一番七七号<br>東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行                         |                                           |
| 定価小口一枚二付十五円一銭                       |                                           |